

平成22年度専門部会の設置について

1 専門部会の設置根拠

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第24条

第7項 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 第27条

第1項 条例第24条第7項に規定する専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

第2項 専門部会に、部会長1人を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

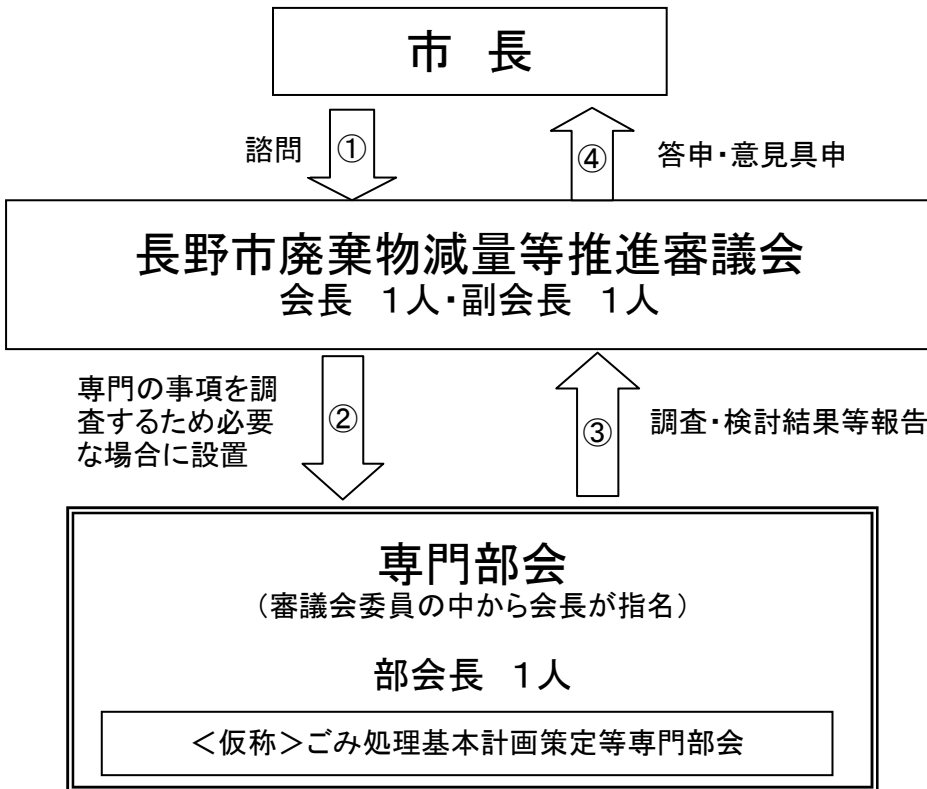
第3項 部会長は、専門部会の事務を掌理し、審議の状況及び結果を会長に報告する。

第4項 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

2 平成22年度専門部会における審議内容について(案)

- ①平成23年度以後の一般廃棄物処理基本計画(案)の作成(4回)
- ②し尿処理手数料・生活雑排水処理手数料改定(案)の審議(1回)

3 長野市廃棄物減量等推進審議会(専門部会)組織フロー



4 平成22年度専門部会委員について

・長野市廃棄物減量等推進審議会委員 7人で構成する。(部会長1人)